

北極域研究強化プロジェクト【環境技術等研究開発推進事業費補助金】

審査要項

令和 6 年 1 2 月

北極域研究推進プロジェクト推進委員会

北極域研究強化プロジェクトの審査は、この審査要項により行うものとする。

I. 審査方針

1. 審査は、代表機関が全体を取りまとめて提出した研究計画について、以下の内容のいずれもの条件を満たすものの中から採択する。
 - (1) 北極域の急激な環境変化が抱える諸問題や社会課題の解決に貢献するために、自然科学と人文・社会科学の分野横断的な連携も図り、国際的に卓越した北極域研究を実施することで、目標の達成が期待される計画であること。
 - (2) 海外の主要な研究機関との若手研究者の派遣・受入の相互実施を通じた国際的な人的ネットワークの構築・強化や、国内外のステークホルダー等への研究成果及び北極環境情報の統合的発信に取り組むものであり、我が国の次代の北極域研究を担う若手人材や社会人を含む多様な人材の育成・確保に資することが期待される計画であること。
 - (3) 北極域における国際観測拠点の整備、観測データ及び研究成果等を保存・蓄積・提供するシステムの構築など、本プロジェクト推進のために必要な研究基盤の整備に取り組むことにより、北極域に関わる「研究開発」、「国際協力」、「持続的な利用」を統合的に推進するための基盤を目指す計画であること。
 - (4) 蓄積される観測データや科学的知見等を新たな視点を持って活用し、具体的な社会課題に貢献する研究や情報発信を実施することや北極研究に関する国際的な連携の推進等に取り組むことを目指す計画であること。
 - (5) これまで取り組んできた観測、研究を引き続き実施していくとともに、観測データの空白域・空白時期を解消に向けて取り組む計画であること。
 - (6) 今後、国際研究プラットフォーム化される令和 8 年以降に就航予定の「みらいⅡ」を活用した観測・研究計画であること。
2. 審査は、研究計画の将来性、発展性を重視し、実現性の面からこれまでの北極研究活動の実績も加味しつつ、国際性、人材育成、継続性の観点から審査を行うものとする。

II. 審査の方法

1. 審査の枠組

審査は、北極域研究推進プロジェクト推進委員会（以下、「推進委員会」という。）において、非公開で実施する。

推進委員会は、応募のあった「事業計画書」に基づきヒアリング審査を実施し、採択すべき計画の決定を行う。

2. ヒアリング審査の進め方

ヒアリング審査は、代表機関から提出された応募書類について、本要項に基づき実施する。ヒアリング審査においては、代表機関の研究代表者等からプレゼンテーションを受けることとするが、副代表機関を設定する場合には、当該機関からの出席を妨げるものではない。審査に当たり、必要に応じて計画についての改善のため条件又は意見を付すことができる。

III. 審査の観点及び審査項目

1. 目的設定の妥当性

- ① 計画の目的及び将来像が、北極域研究に関する最近の国際的な動向や課題を正確に把握した上で、明確かつ具体的に設定されているか。
- ② 補助事業終了時の成果目標が、本プロジェクトの趣旨及び目的に合致し、達成につながるものとなっているか。

2. 計画内容・実施方法の妥当性

- ① 計画内容は、国際的な研究動向を踏まえて、北極に関する諸問題の解決に貢献するために、我が国の強みを活かしつつ、国際的な取組を牽引することを目指しているか。
- ② 計画の実施に当たっては、自然科学と人文・社会科学が分野横断的に取り組むだけでなく、多分野間の知見を活用し、包括的、総合的に推進するとともに、研究者だけではなく多様なステークホルダーとの連携・協議等を行うことや北極域に関する情報発信に取り組む他、国際的な枠組みと連携できる体制を確保しているか。
- ③ 海外の主要な研究機関との若手研究者の派遣・受入の相互実施等を通じた若手人材や社会人を含む広く海洋に関係する多様な人材の育成や、国際的な人的ネットワークの構築・強化に取り組むことなど、若手人材の養成に向けた計画や手法が具体的に明示されているか。
- ④ 研究成果及び研究活動等を通じて得られたデータの管理及び公開のためのシステムの構築を促進しているか。
- ⑤ 計画内容や期待される成果は、出口を見据え、これまで得られた、また今後蓄積される観測データや科学的知見等を新たな視点を持って活用し、社会課題の解決に資するものとなっているか。

- ⑥ 観測データの空白域・空白時期を解消に向けた取り組みとなっているか。
- ⑦ 今後、国際研究プラットフォーム化される令和 8 年以降に就航予定の「みらいⅡ」を活用した観測・研究計画や人材育成計画等となっているか。

3. 計画実施体制の妥当性

- ① 代表機関及び副代表機関（設定する場合）に事業実施に必要な人員・組織体制や施設、設備等が整備されているか。また、当該機関による事業の管理方法・体制は適切か。
- ② 代表機関、副代表機関（設定する場合）及び参画機関における役割分担や連携体制が、本プロジェクトの趣旨及び目的に合致した成果を創出するために適切なものとなっているか。

4. 経費の妥当性

- ① 申請経費の内容が妥当であり、計画上、必要な設備備品等が計上されているか。また、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

5. その他

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等を有しているか。

IV. 審査基準等

1. 審査の評点

ヒアリング審査は、別に定める「ヒアリング審査実施要項」に基づき、Ⅲ. 審査の観点及び審査項目（5. その他を除く。）ごとに、以下の 5 段階の区分により評価を行うこととする。

評点	評価
5	特に優れている
4	優れている
3	妥当である
2	やや劣っている
1	劣っている

Ⅲ. 審査の観点及び審査項目の 5. その他については、以下の認定等の中で該当する最も配分の高い区分により評価を行う。

○えるばし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝ 0.4 点
- ・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝ 0.8 点
- ・認定段階 3＝ 1.2 点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が

満了していない行動計画を策定している場合のみ) = 0. 2点

○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)

- ・くるみん認定①(平成29年3月31日までの基準)(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定) = 0. 4点

- ・トライくるみん認定 = 0. 6点

- ・くるみん認定②(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、①の認定を除く。)) = 0. 6点

- ・くるみん認定③(令和4年4月1日以降の基準)(令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定) = 0. 6点

- ・プラチナくるみん認定 = 0. 8点

○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

- ・ユースエール認定 = 0. 8点

○上記に該当する認定等を有しない = 0点

2. 各評点の所見等の記入

(1) 委員は、Ⅲ. 審査の観点及び審査項目ごとに、「ヒアリング審査評価結果記入用紙」に評点を付す。特に、各審査項目(5. を除く)で3点以外の評点を付した場合には、どの点が優れているのか、又はどの点が不十分なのかについて、具体的な判断根拠・理由等を必ず「所見」欄に記入すること。

(2) 計画全体に対するコメントについては、計画の採択に当たって極めて重要な判断材料となるため、必ずその内容を「総合所見」欄に記入すること。計画についての改善のための条件又は意見については「課題・留意点」欄に記入すること。

3. ヒアリング審査結果に基づく採択すべき計画の決定

推進委員会は、全てのヒアリング審査が終了した後、各委員が付した評価結果を総合的に勘案し、採択すべき計画を決定する。その際、必要に応じて計画についての改善のための条件又は意見を付することができる。

V. その他

1. 利益関係者の排除

委員は、利害関係の事実あるいは可能性がある場合、速やかに申し出るとともに、当該案件についてヒアリング審査に参画することが出来ないものとする。具体的には、委員はヒアリングにおいて当該案件についての審査を行わないこととし、会議において当該案件に関する個別審議が行われる際には、議論や判断に加わらないこととする。

利害関係者の範囲

- ・応募機関の応募書類の中に何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ・委員自身が所属している法人等から申請があった場合
- ・委員自身が過去5年以内に応募機関から寄附を受けている場合等、委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると自ら判断する場合
- ・委員会において、審査に加わらないことが適当であると判断された場合

2. 秘密保持

- ① 委員は、公表された情報以外の審査の過程で得た個人情報及び審査内容に係る情報について、外部に漏らしてはならない。
- ② 委員は、委員として取得した情報（応募書類、調書、各種資料等を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- ③ 委員は、応募機関から何らかの不正な働きかけ等があった場合は必ず公募実施担当課にその旨を申し出ること。

3. 情報公開・開示等

- ① 委員会の議事要旨は、原則非公開とする。
- ② 採択機関決定後、全ての機関に対して採択／不採択の理由を付して採択結果を通知する。採択計画について、実施にあたっての留意事項や条件等がある場合はその旨の通知を行う。
- ③ 採択された個々の計画に関する情報（代表機関、副代表機関、計画概要及び採択理由）については、採択後、文部科学省ホームページにおいて公開することとする。
- ④ 委員の氏名は、採択後に文部科学省ホームページにおいて公表する。

【別添】

令和7年度 北極域研究強化プロジェクト ヒアリング審査実施要項 【ArCSⅢプロジェクト】

1. ヒアリング審査の体制

ヒアリング審査は、北極域研究推進プロジェクト推進委員会において実施する。

2. ヒアリング審査の進め方

(1) 時間の配分

- | | |
|-----------|--------|
| ・各機関からの説明 | 20 分以内 |
| ・質疑応答 | 30 分以内 |
| ・記入・まとめ | 10 分以内 |

(2) 説明者

- ・研究代表者等、計画の内容について責任をもって説明できる者。

(3) 説明内容及び資料

- ・各計画の説明者は、一つの資料により説明を行う。

3. ヒアリング審査に当たっての留意事項

- (1) 各計画の説明（20 分以内）が終了した後、質疑応答（30 分以内）を行う。
- (2) 質疑応答では、効率性の観点から、説明された内容等のうち、更に明確にする必要があると思われる点等を中心に、端的かつ簡潔に質問することとし、調書に記載されている内容を改めて質問することは可能な限り避けることとする。
- (3) 北極域研究推進プロジェクト推進委員会委員は審査要項及び審査基準に基づき、計画ごとにヒアリング審査評価記入用紙に評価結果を記入する。ヒアリング審査の評価結果については、事務局にて集計し取りまとめ、その集計結果に基づき、合議審査にて採択する計画を決定する。

4. ヒアリング審査出席者への注意事項

- (1) 出席者は、進行状況により開始時間が早まることを想定して、当該ヒアリング審査開始 15 分前に別途指定するオンライン接続情報にアクセスしておくこと。
- (2) 説明時間が限られているため、説明は可能な限り簡潔に行うこと。また資料は出席者より画面共有を行うこと。
- (3) ヒアリング審査内容の録音及び録画は禁止する。
- (4) ネットワーク環境を確保し、音声等の接続状況を確認すること。
- (5) 出席者はヒアリング審査の進行を妨げないように十分に注意すること。

「北極域研究強化プロジェクト」 ヒアリング審査評価結果記入用紙
【ArCSⅢプロジェクト】

委員名 _____

機関名	
-----	--

審査項目（審査要項 Ⅲ. の各項目）	評点					所見
1. 目的設定の妥当性						
①	5	4	3	2	1	
②	5	4	3	2	1	
2. 計画内容・実施方法の妥当性						
①	5	4	3	2	1	
②	5	4	3	2	1	
③	5	4	3	2	1	
④	5	4	3	2	1	

3. 計画実施体制の妥当性						
①	5	4	3	2	1	
②	5	4	3	2	1	
4. 経費						
①	5	4	3	2	1	
5. その他（ワーク・ライフ・バランス等の推進）						
①						
総合評点 （※事務局記載）						

※次ページの御記入もお願いいたします。

課題・留意点	(計画についての <u>改善のための条件または意見</u> を御記入願います。)
総合所見	(計画全体に対する <u>コメント</u> を御記入願います。)